

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の発生状況（全産業）

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令により定められている。

平成25年度の県域における産業廃棄物の総発生量は355万7千トと推計される。種類別の内訳としては、動物のふん尿が139万7千ト（39.3%）と最も多く、次いで汚泥が90万6千ト（25.5%）、がれき類が55万ト（15.5%）、動植物性残さが30万9千ト（8.7%）、ばいじんが14万5千ト（4.1%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが8万2千ト（2.3%）等となっており、この6種類で発生量の95.4%を占めている（図3-1）。

また、業種別にみた場合、農業が140万ト（39.4%）と最も多く、次いで電気・水道業が96万ト（27.0%）、建設業が62万1千ト（17.5%）、製造業が54万4千ト（15.3%）等となっており、これら4業種で発生量の99.2%を占めている（図3-2）。

図3-1 種類別発生量

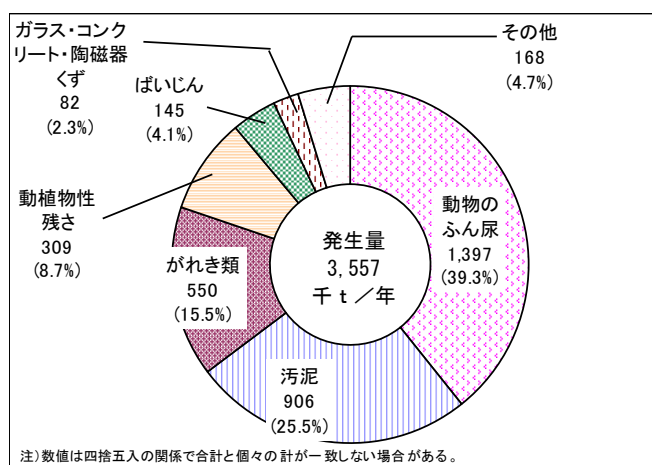
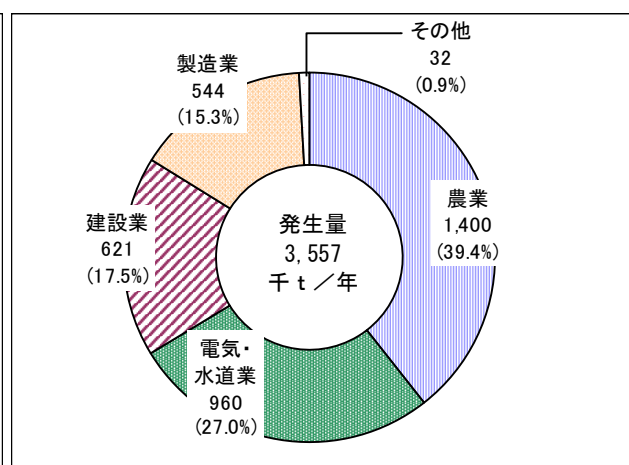


図3-2 業種別発生量

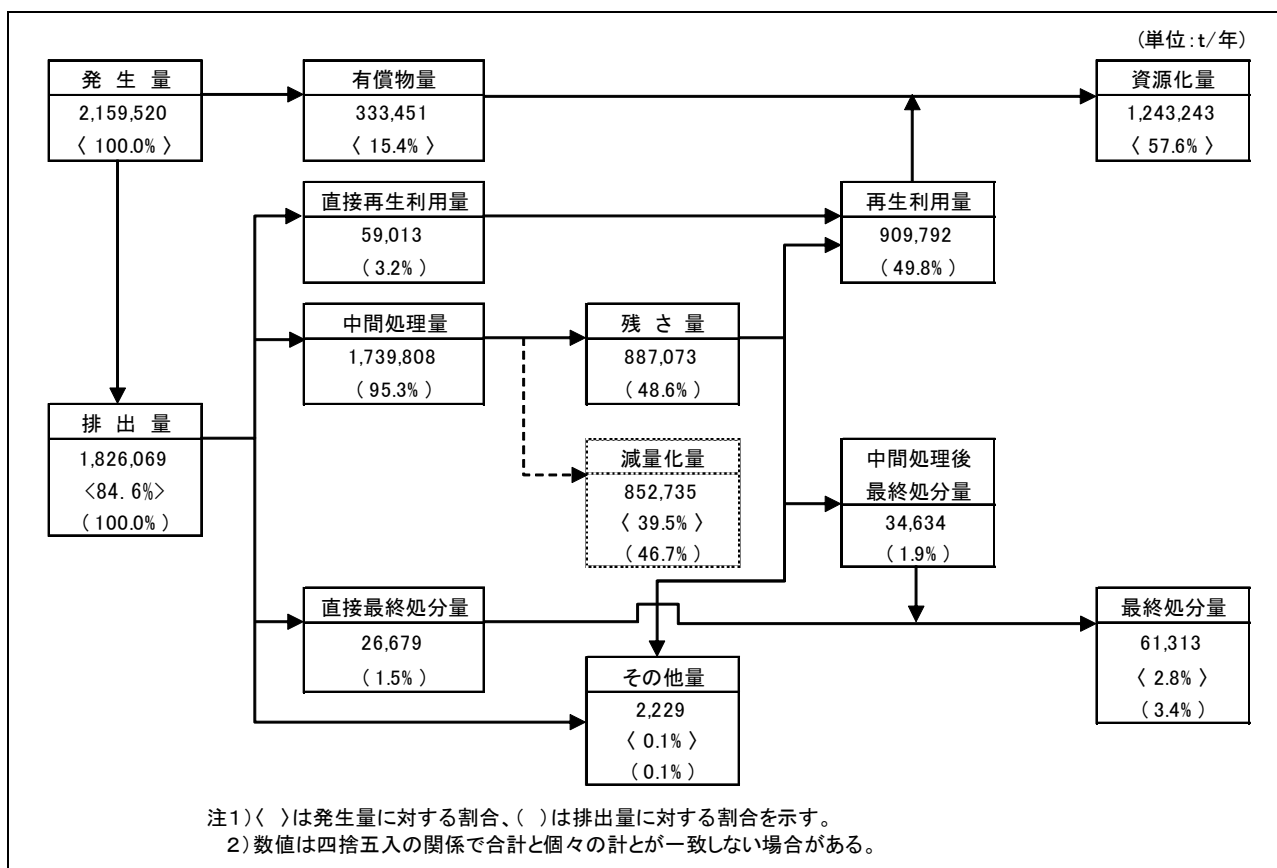


出典：平成26年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書
（平成25年度実績）

2 産業廃棄物の処理・処分状況（動物のふん尿を除く）

本県における産業廃棄物の排出量（動物のふん尿を除く）は、平成25年度で182万6千トと推計され、そのうち、再生利用量は91万ト（49.8%）、脱水や焼却等の処理による減量化量は85万3千ト（46.7%）、最終処分量は6万1千ト（3.4%）となっている（図3-3）。

図3-3 産業廃棄物処理・処分フロー（動物のふん尿除く）



出典：平成26年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書

（平成25年度実績）

3 産業廃棄物の排出及び処理・処分状況の推移（動物のふん尿を除く）

長期的にみると、排出量と最終処分量は減少し、再生利用量と減量化量は増加している。

表 3 - 1 排出及び処理・処分状況の推移

(単位：千トン／年)

種類	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)
排出量	1,944	99.9	1,937	100.0	1,933	100.1	1,875	100.1	1,864	100.1	1,816	100.1	1,805	100.0	1,843	99.9	1,826	100.0
再生利用量	883	45.4	908	46.9	975	50.4	912	48.6	911	48.9	885	48.7	880	48.8	909	49.3	910	49.8
減量化量	837	43.1	854	44.1	810	41.9	826	44.1	836	44.8	812	44.7	811	44.9	836	45.4	853	46.7
最終処分量	215	11.1	164	8.5	121	6.3	121	6.5	104	5.6	107	5.9	102	5.7	85	4.6	61	3.4
その他量	8	0.4	11	0.6	28	1.4	17	0.9	14	0.8	13	0.7	12	0.7	12	0.7	2	0.1

注) 表中の数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

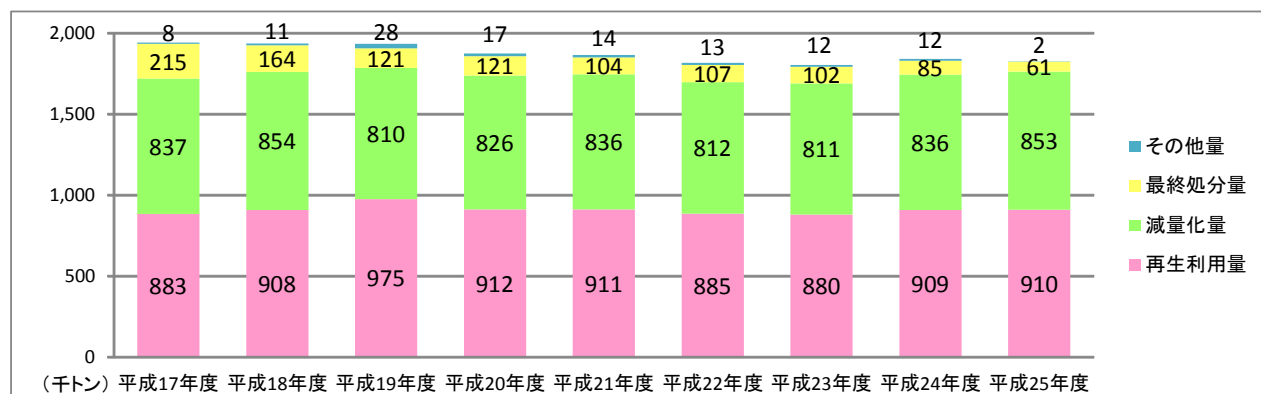


図 3 - 4 排出及び処理・処分状況の推移

ア 排出量

平成25年度の排出量は1,826千トンで、長期的にはやや減少しているが、ここ数年は横ばいとなっている。

種類別では、がれき類、ばいじん、木くずは減少、汚泥、動植物性残さ、その他の種類は増加している。

業種別では、建設業は減少、電気・水道業、製造業は増加している。

表 3 - 2 種類別排出量の推移

(単位：千トン/年)

種類	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)
汚泥	812	41.8	883	45.6	871	45.1	910	48.5	913	49.0	904	49.8	881	48.8	891	48.3	890	48.7
がれき類	692	35.6	624	32.2	613	31.7	513	27.4	501	26.9	472	26.0	491	27.2	517	28.1	470	25.7
ばいじん	142	7.3	147	7.6	175	9.1	160	8.5	152	8.2	149	8.2	119	6.6	128	6.9	124	6.8
動植物性残さ	99	5.1	103	5.3	122	6.3	117	6.2	124	6.7	111	6.1	101	5.6	104	5.6	116	6.4
木くず	51	2.6	43	2.2	34	1.8	35	1.9	39	2.1	40	2.2	43	2.4	42	2.3	41	2.3
その他の種類	148	7.6	137	7.1	118	6.1	140	7.5	135	7.2	141	7.8	171	9.5	161	8.7	184	10.1
合計	1,944	100.0	1,937	100.0	1,933	100.0	1,875	100.0	1,864	100.0	1,816	100.1	1,805	100.1	1,843	100.0	1,826	100.0

注) 寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

表 3 - 3 業種別排出量の推移

(単位：千トン/年)

業種	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)	排出量	構成比 (%)
電気・水道業	837	43.1	895	46.2	926	47.9	961	51.3	968	51.9	943	51.9	912	50.5	916	49.7	939	51.4
建設業	792	40.7	715	36.9	673	34.8	599	31.9	586	31.4	560	30.8	604	33.5	619	33.6	548	30.0
製造業	268	13.8	281	14.5	284	14.7	269	14.3	266	14.3	265	14.6	243	13.5	260	14.1	306	16.7
その他の業種	47	2.4	46	2.4	50	2.6	46	2.5	44	2.4	48	2.6	46	2.5	48	2.6	33	1.8
合計	1,944	100.0	1,937	100.0	1,933	100.0	1,875	100.0	1,864	100.0	1,816	100.0	1,805	100.0	1,843	100.0	1,826	100.0

注) 寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

イ 再生利用量

平成25年度の再生利用量は910千トン（排出量の49.8%）で、量はほぼ横ばいであるが、率は増加傾向にある。

種類別の再生利用量は、ばいじん、動植物性残さ、木くず、その他の種類が増加、がれき類は減少している。

種類別の再生利用率は、がれき類が極めて高い水準を維持している。

汚泥は、減量化率が高く（90.9%（平成25年度））、再生利用率は低い。

業種別の再生利用量は、製造業、電気・水道業は増加、建設業は減少している。

業種別の再生利用率は、建設業が高い水準を維持している。

電気・水道業は、減量化率が高く（79.5%（平成25年度））、再生利用率は低い。

表 3 - 4 種類別再生利用量の推移

(単位：千トン/年)

種類	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)
汚泥	79	8.9	115	12.7	127	13.0	132	14.5	128	14.1	126	14.2	103	11.7	107	11.8	79	8.6
がれき類	672	76.1	609	67.1	599	61.4	502	55.0	489	53.7	458	51.8	476	54.1	505	55.6	455	50.0
ばいじん	54	6.1	87	9.6	116	11.9	103	11.3	107	11.7	105	11.9	80	9.1	86	9.5	120	13.2
動植物性残さ	31	3.5	34	3.7	67	6.9	97	10.6	101	11.1	107	12.1	97	11.0	100	11.0	94	10.4
木くず	28	3.2	22	2.4	22	2.3	22	2.4	26	2.9	27	3.1	29	3.3	29	3.2	30	3.3
その他の種類	19	2.2	41	4.5	44	4.5	56	6.1	60	6.6	62	7.0	95	10.8	83	9.1	132	14.5
合計	883	100.0	908	100.0	975	100.0	912	100.0	911	100.0	885	100.0	880	100.0	909	100.1	910	100.0

注) 寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

表 3 - 5 種類別再生利用率の推移

種類	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
汚泥	9.7%	13.0%	14.6%	14.5%	14.0%	13.9%	11.7%	12.0%	8.8%
がれき類	97.1%	97.6%	97.7%	97.9%	97.6%	97.0%	96.9%	97.7%	96.7%
ばいじん	38.0%	59.2%	66.3%	64.4%	70.4%	70.5%	67.2%	67.2%	96.5%
動植物性残さ	31.3%	33.0%	54.9%	82.9%	81.5%	96.4%	96.0%	96.2%	80.9%
木くず	54.9%	51.2%	64.7%	62.9%	66.7%	67.5%	67.4%	69.0%	73.1%
その他の種類	12.8%	29.9%	37.3%	40.0%	44.4%	44.0%	55.6%	51.6%	71.6%
全体	45.4%	46.9%	50.4%	48.6%	48.9%	48.7%	48.8%	49.3%	49.8%

表 3 - 6 業種別再生利用量の推移

(単位：千トン/年)

業種	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)
電気・水道業	—	—	136	15.0	176	18.1	155	17.0	162	17.8	155	17.5	131	14.9	141	15.5	184	20.2
建設業	—	—	642	70.7	619	63.5	542	59.4	528	58.0	501	56.6	534	60.7	543	59.7	493	54.3
製造業	—	—	114	12.6	159	16.3	196	21.5	196	21.5	208	23.5	192	21.8	203	22.3	218	24.0
その他の業種	—	—	16	1.8	21	2.2	19	2.1	25	2.7	21	2.4	23	2.6	23	2.5	14	1.5
合計	883	—	908	100.0	975	100.0	912	100.0	911	100.0	885	100.0	880	100.0	909	100.0	910	100.0

表 3 - 7 業種別再生利用率の推移

業種	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電気・水道業	—	15.2%	19.0%	16.1%	16.7%	16.4%	14.4%	15.4%	19.6%
建設業	—	89.8%	92.0%	90.5%	90.1%	89.5%	88.4%	87.7%	90.1%
製造業	—	40.6%	56.0%	72.9%	73.7%	78.5%	79.0%	78.1%	71.5%
その他の業種	—	34.8%	42.0%	41.3%	56.8%	43.8%	50.0%	47.9%	41.9%
全体	45.4%	46.9%	50.4%	48.6%	48.9%	48.7%	48.8%	49.3%	49.8%

ウ 最終処分量

平成25年度の最終処分量は61千トン（排出量の3.4%）となっており、年々減少している。

種類別では、ばいじん、廃プラスチック類、その他の種類（鉱さい、木くず）が大幅に減少している。

業種別では、電気・水道業、製造業が大幅に減少している。

表 3 - 8 種類別最終処分量の推移

(単位：千トン/年)

種類	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)
ばいじん	88	40.9	60	36.6	59	48.8	58	47.9	45	43.3	44	41.1	39	38.2	22	25.9	4	7.0
廃プラスチック類	26	12.1	21	12.8	16	13.2	12	9.9	12	11.5	19	17.8	19	18.6	19	22.4	15	24.2
がれき類	20	9.3	10	6.1	10	8.3	11	9.1	13	12.5	14	13.1	14	13.7	12	14.1	15	24.9
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	17	7.9	11	6.7	14	11.6	12	9.9	14	13.5	11	10.3	14	13.7	17	20.0	17	27.4
その他の種類	64	29.8	62	37.8	22	18.2	28	23.1	20	19.2	19	17.8	16	15.7	15	17.6	10	16.5
合計	215	100.0	164	100.0	121	100.0	121	100.0	104	100.0	107	100.0	102	100.0	85	100.0	61	100.0

注) 寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

表 3 - 9 業種別最終処分量の推移

(単位：千トン/年)

業種	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)
電気・水道業	—	—	62	37.8	61	50.4	75	62.0	54	51.9	54	50.5	48	47.1	30	35.3	8	13.8
建設業	—	—	42	25.6	30	24.8	28	23.1	31	29.8	31	29.0	37	36.3	34	40.0	38	62.3
製造業	—	—	47	28.7	17	14.0	6	5.0	8	7.7	5	4.7	3	2.9	7	8.2	8	12.6
その他の業種	—	—	13	7.9	13	10.7	12	9.9	11	10.6	17	15.9	14	13.7	14	16.5	7	11.3
合計	215	—	164	100.0	121	100.0	121	100.0	104	100.0	107	100.0	102	100.0	85	100.0	61	100.0

4 産業廃棄物処理業者の状況

平成26年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、収集運搬業821件、特管収集運搬業105件、処分業のうち、中間処理業161件、特管処理業7件、最終処分業10件となっている。

また、産業廃棄物再生利用業の指定件数は6件で、業種別では収集運搬業がもっとも多い。

また、保健所別でみると、南部福祉保健所、中部福祉保健所管内に多く所在している。

表 3 - 10 保健所別産業廃棄物処理業及び再生利用業
(平成26年度末現在)

業区分 保健所名	産業廃棄物処理業					産業廃棄物再生利用業			
	収集運搬業		処分業			計	再生 輸送業	再生 生活用業	計
	普通	特管	中間処理	特管処理	最終処分				
北 部	71	3	18	0	1	93	3	1	0
中 部	255	24	55	3(1)	5	342	0	0	0
南 部	412	66	65	3	2(1)	548	0	1	0
宮 古	36	7	12	1	1	57	0	1	0
八重山	47	5	9	0	1	62	0	0	0
那覇市	0	0	2	0	0	2	0	0	0
合計	821	105	161	7(1)	10(1)	1,104	3	3	6
	926		178						

(注)

- 1 産業廃棄物処理業については、各業区分の許可件数を表す。
- 2 特管処理の欄中()内は特管処理のみ、最終処分の欄中()内は、最終処分のための許可件数である。
- 3 産業廃棄物再生利用業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、又は第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものをいう。
- 4 那覇市については、那覇市長の許可を有する業者のみを表す。
- 5 廃棄物処理施設のうち最終処分場数については、埋立終了届出が提出され廃止確認が行われていない施設は除いている。

5 産業廃棄物処理施設設置状況

廃棄物処理法で規定する種類の産業廃棄物処理施設であって、処理能力が一定規模以上の施設（許可対象施設）の設置については、同法の定めるところにより知事の許可が義務づけられている。現在稼働中の平成26年度末現在の許可対象施設の設置許可状況は表3-11に示すとおりである。

産業廃棄物処理施設の設置許可数は169施設で、うち脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が152施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が17施設となっている。

また、最終処分場について設置主体別でみると、排出事業者の設置が3施設、産業廃棄物処理業者の設置が13施設、公共による設置が1施設となっている。

※ 廃棄物処理施設のうち最終処分場数については、埋立終了届出が提出され廃止確認が行われていない施設は除いている。

表3-11 産業廃棄物処理施設の設置状況
(平成26年度末現在)

設置主体別施設数 施設の種類		設置施設数				処理能力
		事業者	処理業者	公共	計	
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	3	5	7	15	1,619‰/日
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	2	0	2	250 t /日
	汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0	0	0 t /日
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2	114‰/日
	焼却施設	0	9	0	9	5,738 t /日
	廃プラスチック類の破碎施設	0	14	0	14	1,613 t /日
	がれき類・木くずの破碎施設	3	106	0	109	41,936 t /日
	シアン化合物の分解施設	1	0	0	1	0.16‰/日
小 計		7	138	7	152	
最終 処分 場	管 理 型	3	3(1)	1	7(1)	3,074,119‰
	安 定 型	0	10(6)	0	10(6)	5,445,934‰
	小 計	3	13(7)	1	17(7)	8,520,053‰
合 計		10	151	8	169	

- (注) 1 がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置数を含む。
 2 廃プラスチック類とがれき類・木くずの両方を兼ねている施設については、各々に計上。
 3 最終処分場については、埋立終了届出が提出され廃止確認が行われていない施設を()内に外数で示している。

6 施設の維持管理等

産業廃棄物処理施設の設置者は、所有する施設について、廃棄物処理法で定める維持管理基準に基づき、適正に維持管理することになっている。維持管理基準は、施設のすべてに共通する基準と、施設の種類ごとの個別の基準が定められている。

焼却施設については、平成9年12月に施行された改正廃棄物処理法の維持管理基準において、排ガス中のダイオキシン類濃度について新たに基準が設けられたが、既存施設については、経過措置として、平成14年11月中までは暫定基準80ng/m³以下、平成14年12月以降は、処理能力4t/時以上の施設（県内：2施設）が1ng/m³以下、処理能力2～4t/時の施設（県内：1施設）が5ng/m³以下、処理能力2t/時未満の施設（県内：6施設）が10ng/m³以下とされている。焼却施設の設置者による平成26年度の測定結果は、設置許可施設のうち1施設が故障のため基準値を超過していたが、設備改善により現在は基準値を満たしている。

また、県は、管理型最終処分場のうち、排出事業者設置の3施設、処理業者設置の3施設、公共設置の1施設、計7施設について、放流水の水質検査を行っているが、平成26年度の結果は、7施設すべて基準値内であった。

7 産業廃棄物処理業者等に対する立入検査等

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、各保健所においては排出事業者、処理業者及び処理施設等に対する立入検査や監視・指導等を行っている（表3-12）。

8 不法投棄防止対策

県、警察本部、海上保安本部、（一社）沖縄県産業廃棄物協会等で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、関係機関等と合同パトロールなどを実施して不法投棄場所の把握、及び未然防止等、不法投棄防止対策の強化を図っている。

平成15年5月には、警察本部と合同で「美ら島環境クリーン作戦対策本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄事犯等に対して、確実な現状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な事件捜査を行っているところである。

また、平成16年度から廃棄物監視指導員として、平成22年度からは不法投棄監視員としてそれぞれ県警OBを各保健所に配置し、監視指導体制の強化を図っている。

さらに、各保健所に市町村及び各警察署等で構成されるネットワーク会議を設置して、合同パトロールを実施している。

表 3 - 12 立入検査実施報告

(平成26年度)

	法第12条の6の勧告	法第14条の3の処分		法第14条の6の処分		法第15条の3の処分	法第15条の2の7の処分		法第18条の報告徴収
		許可取消	事業停止	許可取消	事業停止	許可取消	改善命令	事業停止	
件数	0	2	2	0	0	1	4	0	32

	法第19条の立入検査			法第19条の3改善命令	法第19条の5措置命令	勧告(法第12条の6の勧告を除く)	告 発
	事業者	処分業者	公 共				
件数	275	624	2	3	0	10	0

(注)公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・公共用水道事業及び公共関与している法人を指す。

9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」）は、その性質からさまざまな用途に使われていたが、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後も、様々な生物や母乳等からもPCBが検出される等、汚染が問題となったことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）により、昭和49年からはPCBの製造や新たな使用が禁止された。

しかしながら、既に製造されたPCBの処理については、処理事業者の処理施設が住民の反対運動等により設置できず、結果として約30年間の長期にわたり事業者はPCB廃棄物を保管している状況にあり、紛失等による環境汚染が懸念された。

そのため、国（環境省）においては、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB特措法を平成13年6月に公布し、同年7月に施行している。PCB特措法では、PCB廃棄物保管事業者（以下、「保管事業者」という。）は、PCB廃棄物の前年度における保管状況等について、毎年度、都道府県知事等へ届出なければならないこと、また、PCB廃棄物を平成39年3月末までに保管事業者の責任において処理すること等が義務づけられている。

PCB廃棄物はPCB濃度等により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され、各々、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州PCB廃棄物処理事業所、無害化処理認定施設等で処理しなければならない。また高濃度PCB廃棄物については、PCB特措法で定める期限に加

え、別途、計画的処理完了期限が定められており、高圧トランス・コンデンサ等は平成31年3月31日まで、安定器等・汚染物は平成34年3月31日までに処理しなければならない。

本県における届出の状況は表3-13のとおりとなっている。

表3-13 法に基づく届出の状況（平成26年度届出分までの集計）

廃棄物			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高圧トランス	保管量	個/台	22	21	12	13	16
	使用量	個/台	5	5	5	5	5
	事業場数		8	7	6	7	9
低圧トランス	保管量	個/台	82	82	2	2	2
	使用量	個/台	0	0	0	0	0
	事業場数		3	3	2	2	2
柱上トランス	保管量	個/台	11186	11186	11164	6939	5510
	使用量	個/台	0	0	0	0	0
	事業場数		1	1	1	1	2
高圧コンデンサ	保管量	個/台	573	35	30	4	2
	使用量	個/台	5	4	3	3	3
	事業場数		22	12	8	6	4
低圧コンデンサ	保管量	個/台	169	123	0	0	0
	使用量	個/台	0	0	0	0	0
	事業場数		4	2	0	0	0
安定器	保管量	個/台	3407	2980	1798	232	190
	使用量	個/台	12	12	0	0	0
	事業場数		35	29	22	7	7
PCB	保管量	Kg	0	0	0	0	0
	使用量	Kg	0	0	0	0	0
	事業場数		0	0	0	0	0
PCBを含む油	保管量	Kg	291042.489	291712.489	291836.989	73843.289	69030.427
	使用量	Kg	0	0	0	0	0
	事業場数		12	14	14	15	15
感圧複写紙	保管量	Kg	0	0	0	0	0
	使用量	Kg	0	0	0	0	0
	事業場数		0	0	0	0	0
ウエス	保管量	Kg	2010.1	2063.1	2121.2	2191	1061.1
	使用量	Kg	0	0	0	0	0
	事業場数		5	7	6	5	4
その他の機器等	保管量	個/台	463	526	569	570	605
	使用量	個/台	92	82	59	59	59
	事業場数		88	100	116	113	91
汚泥	保管量	Kg	320641	320641	320642.3	320641	1159.3
	使用量	Kg	0	0	0	0	0
	事業場数		3	3	3	3	2
その他	保管量	L	0	8000	8000	8000	9800
	使用量	L	0	0	0	0	0
	事業場数		13	15	15	11	9